

平成21年度 地方分権振興交付金報告書



平成23年3月

総務省自治行政局行政課

目 次

はじめに	2
I 地方自治法施行60周年記念式典の開催	3
II 地方自治法施行60周年記念貨幣の発行等	4
III 地方分権振興交付金の創設	11
IV 平成21年度地方分権振興交付金報告書	13
1. 長野県	15
2. 新潟県	21
3. 茨城県	27
4. 奈良県	33
V 参考資料	39
・地方分権振興交付金交付要綱	41

はじめに

地方自治法が施行されて60周年に当たる平成19年に、国民を挙げて往時を回顧し、地方自治の意義と重要性とを再認識することにより、各地方公共団体の一層の発展と地方自治の伸展を期するとともに、地方自治の本旨の実現と民主主義の確立に寄与するため、記念式典の挙行、地方自治に関する功労者の表彰等、様々な記念事業が行われた。こうした中、当該記念事業とあわせて、地方分権、地方活性化の一層の推進を図るため、地方自治法施行60周年記念貨幣を概ね10年間にわたって発行することとした。

各年度の発行団体については、財務省に設置された「地方自治法施行60周年記念貨幣の発行に関する会合」の検討結果を踏まえて決定され、既に発行された団体を含め、平成23年3月現在、平成23年度前半発行分までの16団体の図柄が決定されており、各団体の創意工夫を活かしながら、地域の美しい風物や重要なイベントを織り込んだ図柄となっている。

総務省では、記念貨幣の発行を契機に、都道府県による地方分権及び地域活性化の一層の振興を図ることを目的とし、記念貨幣の図柄の考案又は記念貨幣の発行に関連して行う事業、地方自治の伸展との地方自治法施行60周年記念の趣旨に沿って行う地方分権等の振興に資する事業に要する経費の一部に対する地方分権振興交付金を創設し、3,500万円を上限として当該団体の事業を支援するために予算措置を行った。

当報告書は、地方自治法施行60周年記念貨幣の発行概要、地方分権振興交付金の交付概要、平成21年度に発行した4道府県の報告書及び平成22年度以降の発行概要等を取りまとめたものである。

I 地方自治法施行60周年記念式典の開催

【趣旨】

平成19年は、昭和22年5月3日に地方自治法が施行されて60周年に当たる極めて意義深い年である。このような大きな節目の年にあたり、国民挙げて往時を回顧し、地方自治の意義と重要性とを再認識することにより、各地方公共団体の一層の発展と地方自治の伸展を期するとともに、地方自治の本旨の実現と民主政治の確立に寄与するため、天皇皇后両陛下のご臨席を仰ぎ、記念式典を挙行し、あわせて地方自治に関する功労者の表彰等を実施。

【日程】 平成19年11月20日(火) 11時

【場所】 東京国際フォーラム

【式典のはこび】

天皇皇后両陛下御臨席	
国歌吹奏	東京消防庁音楽隊
開式の辞	総務副大臣
式辞	総務大臣
地方自治功労者表彰	総務大臣
天皇陛下おことば	
祝辞	内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 最高裁判所長官
決意表明	地方公共団体代表者
閉式の辞	総務副大臣
天皇皇后両陛下御退席	

【地方自治法施行60周年記念事業の概要】

(政府)

- ・ 地方自治法施行60周年記念式典
- ・ 地方自治功労者表彰(地方公共団体の議会の議員、職員及び民間人)等

(地方公共団体)

- ・ 各種記念行事の開催
- ・ 広報等への掲載

(関係団体)

- ・ 記念シンポジウム、記念セミナーの開催等
- ・ 記念宝くじの発売
- ・ 各種雑誌の特集号の編集

Ⅱ 地方自治法施行60周年記念貨幣の発行等

【基本的な方針】

記念貨幣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第5条第2項に基づき「国家的な記念事業として閣議の決定を経て発行する」こととされ、これまでの対象事業の記念性・過去の発行例等を勘案の上、発行を決定した。

(参考) これまでの記念貨幣の発行例を類型化

1. 皇室の御慶事に関するもの(御在位10年、50年、60年、御即位、御成婚)
2. 国際的行事に関するもの(オリンピック、国際博覧会、アジア大会、W杯大会)
3. 国家の構造、主権に関するもの(内閣制度100周年、裁判所制度100周年等)
4. 国家的プロジェクトに関するもの(青函トンネル、瀬戸大橋、関西国際空港等)

【目的】

昭和22年5月3日に地方自治法が施行されて60周年に当たる本年、国民を挙げて往時を回顧し、地方自治の意義と重要性とを再認識することにより、各地方公共団体の一層の発展と地方自治の進展を期するとともに、地方自治の本旨の実現と民主主義の確立に寄与するため、記念式典の挙行、地方自治に関する功労者の表彰等、様々な記念事業が行われている中、当該記念事業とあわせて、地方分権、地方活性化の一層の推進を図るため、今後概ね10年間にわたって各都道府県のデザインした図柄により発行するもの。

【発行団体等の決定】

平成20年度以降の発行団体等については、財務省に設置された地方自治法施行60周年記念貨幣の発行に関する会合により検討することとされ、概ね以下のとおり決定された。

(参考：平成19年12月18日(火)会合資料より)

1. 発行時期

- ・平成20年夏以降、原則として平成28年までの間、年5～6都道府県ずつ、47都道府県について発行
- ・プレミアム型は、原則として年5～6回に分けて、順次発行
- ・引換型は、原則として年2回に分けて、順次発行

2. 発行順序

- ・サミット等のような重要な国際会議に代表されるように、それぞれの地域における国際的、歴史的に重要な行事と連携するものを優先させる。
- ・風物・史跡や歴史をテーマとする場合については、例えば世界遺産等国际機関からの指定・認定の前後のものや、関連する歴史的行事の開催などと連携するものを優先させる。
- ・上記の行事には、国内で毎年開催されるものは含めない。
- ・21年度以降の発行順序については上記の考えに基づき決定し、調整が必要な場合には、「地方自治法施行60周年記念貨幣の発行に関する会合」メンバーから構成される小会合(以下、「小会合」という。)にて検討を行う。

※ その後、各年ごとの発行団体数は、全国知事会、財務省、造幣局との協議により、年6～7都道府県ずつ発行することとなった。

【発行団体及び発行予定団体とそのデザイン】

- ・財務省に設置された「地方自治法施行60周年記念貨幣の発行に関する小会合」での検討をふまえ、財務省において、これまでに平成24年度前半の発行団体までが決定されている(別添参照)。

発行団体及び発行予定団体

発行年度	小会合における 検討	発行団体決定	発行団体及び発行テーマ	図柄等の決定 (次頁以降参照)
H20年度	H20.1.16 第2回本会合	H20.1.16	北海道：洞爺湖サミット	H20.5.13
			京都府：源氏物語千年紀	H20.6.24
			島根県：石見銀山世界遺産登録	
H21年度前半	H20.6.6～18 第1回小会合	H20.6.24	新潟県：特別天然記念物「トキ」放鳥	H20.12.5
			長野県：日本アルプスや国宝善光寺などの豊かな自然と文化	
H21年度後半	H20.9.3 第2回小会合	H20.9.19	茨城県：科学技術創造立県	H21.6.5
			奈良県：平城遷都1300年祭	
H22年度前半	H21.2.4 第3回小会合	H21.2.26	高知県：坂本竜馬と太平洋～時代を切り拓いた土佐人とその風土	H21.12.8
			岐阜県：長良川の鵜飼	
H22年度後半	H21.11.13 第4回小会合	H21.11.24	福井県：アジアの恐竜研究拠点	H22.6.18
			愛知県：生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)	
H23年度前半			青森県：りんごとねぶた(ねぶた)、三内丸山遺跡等	H22.10.8
			佐賀県：佐賀県を代表する人物である大隈重信侯とその功績	
			富山県：「立山・黒部」の自然と人間の関わり～信仰・砂防・発電・観光～	
			鳥取県：鳥取砂丘、浦富海岸に代表される山陰海岸の景観	
			熊本県：阿蘇	
H23年度後半	H22.9.16～28 第5回小会合	H22.10.8	岩手県：平泉の文化遺産	未決定
			秋田県：白瀬中尉の南極探検100周年	
H24年度前半			滋賀県：マザーレイク 恵み豊かな琵琶湖	未決定
			神奈川県：武家の古都・鎌倉	
			宮崎県：宮崎県庁本館の景観重要建造物指定	
			沖縄県：沖縄復帰40周年	

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成20年度発行分)

額面	各都道府県共通(裏面)	北海道	京都府	島根県
千 円				
	萱月花 発行枚数 10万枚	洞爺湖とタンチョウ 発行枚数 10万枚	国宝「源氏物語絵巻」宿木 三(部分) 発行枚数 10万枚	おとしおさめちよらぎん ほとたん 御取納丁銀と牡丹 発行枚数 10万枚
	販売時期	平成20年7月	平成20年10月	平成20年12月
五 百 円				
	古銭のイメージ 発行枚数 引換時期	洞爺湖と北海道庁旧本庁舎 発行枚数 210万枚	国宝「源氏物語絵巻」宿木 二(部分) 発行枚数 205万枚	どろたく 銅鐸とその文様・絵画 発行枚数 197万枚
				平成20年12月10日(水)(3道府県同時)

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。
 (素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄等(平成21年度発行分)

額面	長野県	新潟県	茨城県	奈良県
千 円				
	上高地 10万枚 平成21年5月	トキと佐渡島 10万枚 平成21年7月	エィ ツー H-IIロケットと筑波山 10万枚 平成21年10月	大極殿正殿と桜と蹴鞠 10万枚 平成21年12月
五 百 円				
	善光寺と牛 183万枚 平成21年7月15日(水)(2県同時)	トキと棚田 184万枚 平成21年7月	借楽園と梅 187万枚 平成22年1月20日(水)(2県同時)	遣唐使船 180万枚 平成21年12月
発行枚数	183万枚	184万枚	187万枚	180万枚
引換時期	平成21年7月15日(水)(2県同時)	平成21年7月	平成22年1月20日(水)(2県同時)	平成21年12月

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。
 (素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)
 (注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成22年度前半発行分)

額面	高知県	岐阜県	福井県
千円	 坂本龍馬と桂浜 10万枚 平成22年3月	 長良川の鴉飼 10万枚 平成22年4月	 恐竜と東尋坊 10万枚 平成22年6月
五百円	 坂本龍馬 196万枚	 白川郷とれんげ草 186万枚	 恐竜 183万枚
発行枚数			
引換時期	平成22年7月21日(水)(3県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。

(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成22年度後半発行分)

額面	愛知県	青森県	佐賀県
千円	 <p>愛知県 金鯱とカキツバタと渥美半島 10万枚 平成22年8月</p>	 <p>青森県 ねぶた・ねぶたとりんご 10万枚 平成22年10月</p>	 <p>佐賀県 大隈重信と伊万里・有田焼 10万枚 平成22年11月</p>
五百円	 <p>愛知県庁本庁舎とカキツバタ 195万枚</p>	 <p>三内丸山遺跡と土偶 190万枚 平成23年1月19日(水)(3県同時)</p>	 <p>大隈重信と佐賀錦・鹿島錦 191万枚</p>
発行枚数	195万枚	190万枚	191万枚
引換時期	平成23年1月19日(水)(3県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。

(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成23年度前半発行分)

額面	熊本県	富山県	鳥取県
千円	 阿蘇 10万枚 平成23年3月頃	 海越しの立山連峰 10万枚 平成23年4月頃	 鳥取砂丘と山陰海岸 10万枚 平成23年6月頃
五百円	 熊本城 ー 平成23年7月頃(3県同時)	 おわら風の盆 ー	 三徳山三佛寺投入堂 ー
発行枚数	ー	ー	ー
引換予定時期	ー	ー	ー

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。

(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

Ⅲ 地方分権振興交付金の創設

【施策の概要】

地方分権、地域活性化の一層の振興を図るため、地方自治法施行60周年を記念し、平成20年度から概ね10年間にわたって、「地方自治法施行60周年記念貨幣」を各都道府県がデザインした47都道府県ごとの図柄により、順次発行することとされた。

これに伴い、貨幣の図柄をデザインした各都道府県が行う地方分権、地域活性化の振興の取組を支援するため、「地方分権振興交付金」を創設したところであり、貨幣の発行年度に合わせて交付するものである。

【交付金の内容】

(1) 交付対象

「地方自治法施行60周年記念貨幣」をデザインした都道府県

(2) 交付金額

1団体あたり3,500万円を上限とし発行実績に応じて交付

(3) 対象事業

- ・ 記念貨幣の図柄の考案又は記念貨幣の発行に関連して行う事業
- ・ その他地方自治の伸展との地方自治法施行60周年記念の趣旨に沿って行う地方分権等の振興に資する事業

【予算額の推移】

平成20年度	105百万円
平成21年度	140百万円
平成22年度	210百万円
(平成23年度	210百万円)

(参考：発行団体数)

平成20年度	3団体	(北海道 京都府 島根県)
平成21年度	4団体	(長野県 新潟県 茨城県 奈良県)
平成22年度	6団体	(高知県 岐阜県 福井県 愛知県 青森県 佐賀県)
平成23年度	6団体	(熊本県 富山県 鳥取県 岩手県 秋田県 滋賀県 を予定)

IV 平成21年度 地方分権振興交付金 報告書

- 1. 長 野 県**
- 2. 新 潟 県**
- 3. 茨 城 県**
- 4. 奈 良 県**

1. 長野県



記念貨幣の概要

発行概要

【発行趣旨】

◇地方自治法施行60周年を契機に、国において47都道府県毎の図柄を用いた記念貨幣を発行

◇記念貨幣の発行により、地方自治に対する理解を深め、地域活性化に寄与

【貨幣デザイン】



【図柄のコンセプト】

長野県の歴史・文化・自然等に造詣の深い有識者で構成する検討会を設置し、図柄のコンセプト案を検討。

長野県分の発行の基本テーマである、「日本アルプスや国宝善光寺などに代表される長野県の豊かな自然と文化」を踏まえ、千円銀貨幣は豊かな自然の象徴である「上高地」を、五百円貨幣は長野県を代表する歴史的・文化的建造物の「善光寺」を、それぞれコンセプト案として決定し、国へ提案。

造幣局主催のデザイン検討会の意見等を踏まえ、最終的な図柄が決定。

◎「上高地」(かみこうち)

国の特別名勝・特別天然記念物に指定されている。上高地のシンボルである河童橋(木の吊り橋)からは梓川の清流、初夏でも雪の残る穂高連峰などを見渡せる。

◎「善光寺」(ぜんこうじ)

国内外から年間約600万人の参拝者が訪れる、長野県を代表する歴史的・文化的建造物。本堂は国宝に指定されている。

関連する行事の開催等概要

○善光寺前立本尊御開帳

御開帳は、国宝善光寺本堂に安置される秘仏の本尊の分身として鎌倉時代に造られた前立本尊を、数え年で7年に一度開扉する盛儀であり、平成21年4月5日～5月31日までの57日間にわたり開催された。

期間中は、本堂前に前立本尊の右手と「善の綱」で結ばれた回向柱(えこうばしら)が立てられ、柱に触れることにより前立本尊に触れることと同様のご利益があるといわれ、連日長蛇の列ができ、過去最高の673万人が訪れた。



(C)善光寺

また、飯田市の元善光寺でも同時に御開帳が開催された。

◇御開帳にあわせ4つのテーマ(※)で信州・長野県をぐるっとめぐる「信州ぐるっとキャンペーン」を実施

※お宝拝見「信州国宝めぐり」、よくばり願掛け「信州ご利益めぐり」、湯の里で極楽「信州いい湯めぐり」、心を洗おう「信州のアートめぐり」(全257の施設が参加し、クーポンやプレゼント企画を用意)



◇長野県信濃美術館では、善光寺御開帳記念“いのり”のかたち 善光寺信仰展を開催

・善光寺前立本尊とよく似たドイツ・リンデン民族学博物館の善光寺式阿弥陀三尊像をはじめ、東大寺俊乗堂の快慶作 阿弥陀如来立像(重要文化財)など、国内外の仏像、約60件を展示。

・最新の研究成果を盛り込み、古代仏、靈験仏、善光寺式阿弥陀三尊、善光寺仏師に焦点をあて、善光寺信仰と、“仏(ほとけ)の像(かたち)”を考える企画展



阿弥陀三尊立像
リンデン民族学博物館(ドイツ)
(C) Linden Museum Stuttgart

交付金事業概要

○「長野県」(NAGANO)の魅力発信

長野県の記念貨幣発行のテーマ「日本アルプスや国宝善光寺などに代表される長野県の豊かな自然と文化」に関連し、世界に誇る自然、歴史、文化、景観、食など「長野県」(NAGANO)の魅力国内外に積極的に発信することにより、長野県の基幹産業の一つである観光産業の活性化を図り、地方自治の伸展につなげる。

1 概要(実績)

事業名	主な内容
信州ブランド創出事業	大阪・吹田市に期間限定で「信州スカイカフェ」を出展し、長野県に関心と好印象を持ってもらうため、信州の食材を使った料理の提供や、観光PRを行い、本県の魅力を県内外へ効果的に情報発信した。 さらに、県産品の販売や長野県魅力を発信するため、都内のコンビニストア内にミニアンテナショップを開設した。
「信州道楽」誘客促進事業	長野県の特性を生かして、訪れたお客様に「もう一泊」「もう一ヶ所」と思われるような新たな旅の魅力を創造・発信するとともに、長野県へお越しいただくお客様の増加と観光消費額の増加を図るため、JR駅や道の駅にポスターやパンフレットを掲出し、併せてスタンプリー等を開催した。
スノーリゾート信州構築事業	冬の長野県の楽しみ方をトータルで提案し誘客を図るため、高速道路のSA、PAにパンフレットの掲出や、JR駅にポスターを掲出した。
デスティネーションキャンペーン事業	JRグループとの連携による大型観光キャンペーンであるデスティネーションキャンペーンの平成22年秋実施に向けて、プレキャンペーンを実施し、各地域における観光資源の発掘や開発・イベントを展開するなどの受け入れ体制の整備を進め、地域活性化の振興を図った。
サイトウ・キネン・フェスティバル松本	県民等に最高水準の音楽芸術を提供するとともに、文化芸術に親しみ、磨き、参加し、盛んにすることにより、人が元気になり、地域が賑わい、経済活動にも活力が生まれる。文化芸術を地域の発展やまちづくりに生かすとともに、観光資源としても有効活用。

2 事業実施期間

平成21年5月12日～平成22年3月31日

3 交付金額

35,000千円

記念貨幣発行事業の効果

交付金事業等

■ アンテナショップ(おいしいさんぽ信州)開設準備

■ 信州SKYカフェ出店

■ 信州デスティネーションプレキャンペーン

■ 「信州道楽」誘客促進事業

■ スノーリゾート信州

■ サイトウ・キネン・フェスティバル松本

実施

長野県の
魅力発信

地域資源の
再認識

地域活性化

平成21年度に実施した事業を継続・発展させ、今後も地域活性化、地方自治の伸展に活かしていく。

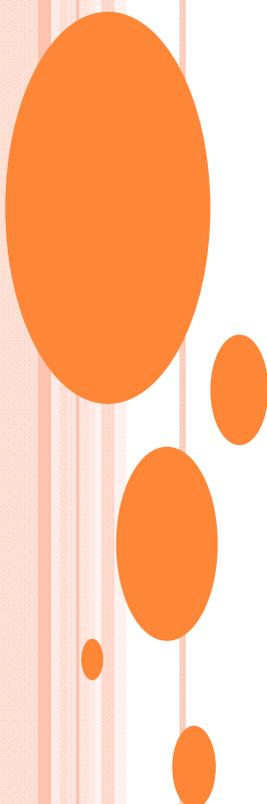
観光地利用者統計

区分	平成20年	平成21年	対前年比
延利用者数 (単位:千人)	86,753	91,696	↑ 5.7%
観光消費額 (単位:百万円)	321,712	334,708	↑ 4.0%



【写真】コンビニ店内にオープンした長野県のアンテナショップ

2. 新潟県



記念貨幣の概要

発行概要

【発行趣旨】

- ◇地方自治法施行60周年を契機に、国において47都道府県毎の図柄を用いた記念貨幣を発行
- ◇記念貨幣の発行により、地方自治に対する理解を深め、地域活性化に寄与

【貨幣デザイン】

千円銀貨幣		五百円貨幣	
			
表面	裏面	表面	裏面
<p>表面は、新潟県の鳥であるトキと佐渡島（大野亀）の風景をデザイン。 裏面は、各都道府県共通で「雪」「月」「花」をイメージ。</p>		<p>表面は、新潟県の鳥であるトキのつがいと棚田の風景をデザイン。 裏面は、各都道府県共通で古銭をイメージ。</p>	

【図柄のコンセプト】

新潟県における記念貨幣は、平成20年9月からのトキ放鳥に合わせて発行されることとなり、県民からのパブリックコメントをもとにトキの姿、背景となる風景を国に提案。造幣局主催のデザイン検討会の意見等を踏まえ、最終的な貨幣図柄が決定。

◎トキ

国際保護鳥で国の特別天然記念物でもある「トキ」は、新潟県の鳥に指定されている。昭和56年野生種の全鳥捕獲以降、平成20年9月に27年ぶりに野生下への放鳥が行われた。

◎佐渡島（大野亀）

佐渡島を代表する景勝地「大野亀」は、黄色い花をつけたトビシマカンゾウの日本有数の群生地。

◎棚田

山の斜面などの傾斜地に階段状に作られている水田。四季折々の景色は里山の原風景として愛されている。

関連する行事の開催等概要

トキの放鳥

1 第1回トキ放鳥

(1) 記念式典

[日 時] 平成20年9月25日(木) 9:20~10:00

[場 所] 佐渡市新穂正明寺1277
佐渡トキ保護センター野生復帰ステーション地内の特設会場

[主 催] 環境省、新潟県、佐渡市

[参加者] 招待者・主催者合計約230名

(2) 放鳥式

[日 時] 平成20年9月25日(木) 10:30~10:45

[場 所] 佐渡トキ保護センター野生復帰ステーション地先の水田

[参加者] 招待者・主催者約230名、一般見学者約1650名

[概 要] 2千人近い観客の中、「ハードリリース」方式により10羽のトキを放鳥



2 第2回トキ放鳥

(1) 日 時 平成21年9月29日(火) 10:30仮設ケージ開放
~10月 3日(土) 全てが飛び立つ

(2) 場 所 佐渡市新穂正明寺地内のピオトープ(仮設ケージ設置)

(3) 放 鳥 「ソフトリリース」方式により20羽のトキを放鳥
(仮設ケージにトキを入れ、約1ヶ月程度環境に慣らした後ケージの
出入口を開け、群れを形成し自然に飛び立たせる方式)

(4) 放鳥式 仮設ケージから約80m離れたところで関係者がテープカットを行い、
それに合わせて仮設ケージの出入口を開放した。



群れで飛び立つトキ
写真提供：環境省

交付金事業概要

1 概要（実績）

1 「トキの放鳥」関連事業
(1) トキをプロデュース・野生復帰推進事業 トキの野生復帰への取組に関し積極的な情報発信を行い、企業・団体に対して野生復帰活動への参加を促す「環境CSRツアー」を誘導する広報を実施するとともに、交流人口の増加と将来の定住につなげる「交流定住トライアル」事業を実施した。
(2) 愛鳥センター事業 自然や野生鳥獣に対する知識を深め、保護思想の普及・啓発を図るため、研修会や各種発表会等を開催した。 また、野生傷病鳥獣の救護・治療を行い、自然復帰を図った。
(3) 太陽光発電システム整備 新潟県佐渡地域振興局に、トキとの共生、環境問題への住民意識の高揚等を図るため、環境への負荷が少ない新エネルギー「太陽光発電システム」を導入した。
2 「地方分権・地域振興」に関する事業
(1) 地域プロジェクト事業（市町村補助）
① 観光みちしるべ整備事業（村上市） 村上市及び地域住民等が協働で検討・策定した「観光みちしるべ構想」に基づき、村上市内の町屋散策者等の安全確保、周辺観光施設との連携を目指し、観光駐車場を整備した。
② うおぬまるネッサンス～人と四季のかがやきによる興隆プラン～支援事業 （魚沼市） 魚沼市が進める芸術文化振興施策と連携し、奥只見レクリエーション都市公園（小出地域）にある、響きの森公園内「雪のコロシウム」に常設屋外ステージを設置し、四季を通じた利用拡大を図った。
③ 糸魚川ジオパーク情報発信事業（糸魚川市） 糸魚川ジオサイトが平成21年度世界ジオパークに認定された。 管内24ジオサイトの説明、案内、誘導看板及び広域的情報発信を目的とする拠点サインを整備し、観光資源を生かした交流人口の拡大と地域産業の活性化を支援した。

2 事業実施期間

平成21年4月1日～平成22年3月31日

3 交付金額

35,000千円

記念貨幣発行事業の効果

「トキの放鳥」関連事業

- ◎ トキ野生復帰の取組による、「人と自然の共生」に対するメッセージの発信
- ◎ 県内全域での自然保護、鳥獣保護思想の普及・啓発

「トキをプロデュース・野生復帰推進事業」

- ・ 「交流定住トライアル」事業へ5社190名が参加し、うち1名が佐渡に定住
- ・ トキと共生する佐渡の地域活性化

「愛鳥センター事業」

- ・ 鳥獣保護、自然保護の普及・啓発を行う指導者の養成
- ・ 県内各学校で活発な野生生物の保護活動
- ・ 野生鳥獣の保護飼育772頭羽、県内各地での傷病鳥獣の保護

「太陽光発電システム整備」

- ・ 環境への負荷が少ない新エネルギーに関する理解の増進

「地方分権・地域振興」に関する事業 ～地域プロジェクト事業（市町村補助）

- ◎ 地域の視点に立った特色ある地域振興

観光みちしるべ整備事業（村上市）

- ・ 路上駐車等の減少による来訪者の安全性向上
- ・ 観光駐車場スペースを活用した各種イベント等による地域活性化

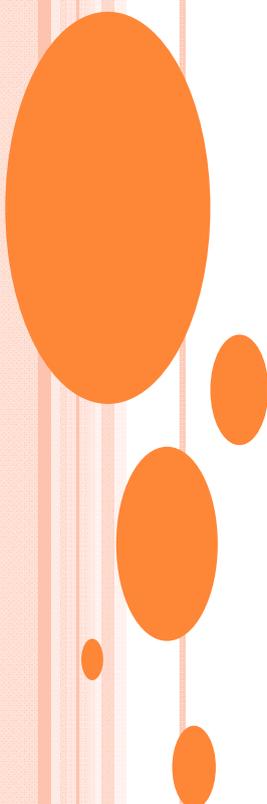
うおぬまるネッサンス～人と四季のかがやきによる興隆プラン～支援事業（魚沼市）

- ・ 屋外コンサート・イベント企画の増加と規模の拡大による交流人口の拡大
- ・ 地域の芸術文化団体等の利用促進による地域活動の活性化

糸魚川ジオパーク情報発信事業（糸魚川市）

- ・ 観光資源としての糸魚川ジオパークを活用した交流人口の拡大、地域産業の活性化

3. 茨城県



記念貨幣の概要

発行概要

【発行趣旨】

- ◇ 地方自治法施行60周年を契機に、国において47都道府県毎の図柄を用いた記念貨幣を発行
- ◇ 記念貨幣の発行により、地方自治に対する理解を深め、地域活性化に寄与

【貨幣デザイン】

千円銀貨幣		五百円貨幣	
(表面) 	(裏面) 	(表面) 	(裏面) 
(表面) H-II ロケットと筑波山 (裏面：都道府県共通) 雪月花をイメージ		(表面) 借楽園と梅 (裏面：都道府県共通) 古銭をイメージ	

【図柄コンセプト】

茨城県は、「筑波研究学園都市」や我が国原子力発祥の地である「東海村」などを有しており、日本の科学技術を先導する「科学技術創造」の一翼を担っている。このことから、「科学技術創造立県」を貨幣の発行テーマとし、県民からの意見や有識者による検討を踏まえ、科学技術に関するものや茨城を象徴する自然・建造物などをデザイン・コンセプトとして国に提案。造幣局主催のデザイン検討会の意見等を踏まえ、貨幣図柄が「H-II ロケットと筑波山」、「借楽園と梅」に決定。

○H-II ロケットと筑波山(千円貨幣)

世界に誇る科学技術と、未来に向かって発展していく姿の象徴として、筑波研究学園都市のシンボルであるH-II ロケット(日本初の純国産ロケット)と筑波山を図柄に採用。

○借楽園と梅(五百円貨幣)

日本三名園のひとつとして名高い借楽園の好文亭と梅の花を採用し、茨城県の伝統文化継承の象徴を表現。

関連する行事の開催等概要

○ 中性子ビームライン産業利用

茨城県では、科学技術創造立国の重要な拠点として我が国の科学技術政策の強力な推進役を担うべく、東海村にある世界最高性能の研究施設「大強度陽子加速器施設(J-PARC)」を核とした一大先端産業地域の形成を目指す「サイエンスフロンティア21構想」を推進している。



J-PARC

この構想に基づき、J-PARC内に2種類の中性子ビームライン「材料構造解析装置」「生命物質構造解析装置」を整備し、平成20年12月から供用を開始したところである。このビームラインを中心とした中性子の産業利用の促進を図り、基礎研究はもとより実用面での研究において成果を生み出し、競争力のある新技術・新産業の創出を目指している。

○ 国際科学オリンピック

国際科学オリンピックとは、世界中の中学生・高校生を対象にした科学技術に関する国際コンテストであり、物理、数学、生物学等の多くの分野で、毎年、大会が開催されている。

平成21年7月12日(日)から7月19日(日)にかけて、つくば市内を会場として、日本で初めての国際生物学オリンピック(第20回大会)が開催された。

○ つくばサイエンスツアー

筑波研究学園都市に集積する研究機関等を貴重な地域資源として捉え、施設の公開・開放を促進し、見学・学習の場として活用している。



茨城県では、つくば市内に「つくばサイエンスツアーオフィス」設置し、見学モデルコースの設定や研究機関等を巡る循環バスの運行など、科学技術の普及啓発を図り、若者を主とした県民への学習の機会の提供を行っている。

○ 物理チャレンジ2009

物理チャレンジは、大学等に入学する前の高校生・中学生を主な対象として、物理の面白さと楽しさを体験することを目的とする全国規模のコンテストであり、2005年から毎年開催されている。

平成21年8月2日(日)～8月5日(水)にかけて、つくば市内を会場として、「物理チャレンジ2009」が開催された。

○ 未来の科学者育成プロジェクト

茨城県には科学施設や大学、研究機関が数多く存在している。

県ではそれらの施設や人材などを活用して、「未来の科学者育成プロジェクト」として、小・中・高校生を対象に下記の事業に取り組んでいる。

これらの事業をとおして、子どもたちが科学する喜びや楽しさを体験し、探求心を高めていくことで、「科学技術の県いばらき」を担う人材の育成を図っている。

- (1) 科学大好きスタンプラリー (対象:小学校3・4年生全員)
- (2) 算数・数学博士チャレンジ道場 (対象:小学校5年生から中学校2年生全員)
- (3) 理数博士教室 (対象:中学校1・2年生)
- (4) 高校生科学講座 (対象:高校1年生)
- (5) 高校生科学体験教室 (対象:高校2年生)
- (6) 高校生科学研究発表会
- (7) 科学オリンピック参加者強化トレーニング



交付金事業概要

1 概要

主 な 内 容
<p>○ 中性子ビームライン産業利用 茨城県中性子ビームラインを中心とした中性子の産業利用を促進するための広報啓発事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none">・中性子ビームラインホームページ運営委託・中性子ビームライン概要リーフレット等印刷・各種産業振興展出展(出展ブース用物品)及び学会参加負担 等
<p>○ 国際科学オリンピック 国際生物学オリンピック等の開催支援</p> <ul style="list-style-type: none">・国際生物学オリンピック開催負担金 等
<p>○ つくばサイエンスツアー 茨城県科学技術振興財団内にツアーオフィスを設置し, 研究所見学モデルコースの設定や自治体・研究機関等との調整を実施</p> <ul style="list-style-type: none">・つくばサイエンスツアー推進事業委託 等
<p>○ 物理チャレンジ2009 第5回全国物理コンテスト「物理チャレンジ2009」の開催</p> <ul style="list-style-type: none">・物理チャレンジ2009開催委託
<p>○ 未来の科学者育成プロジェクト 未来の科学者を育成するための児童・生徒に対する科学(理科・数学)に触れる機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none">・科学大好きスタンプラリーの実施・算数・数学博士チャレンジ道場の実施・理数博士教室の実施・高校生科学講座の実施・高校生科学体験教室の実施・高校生科学研究発表会の開催・科学オリンピック参加者強化トレーニングの実施上記事業の開催、運営費 等

2 事業実施期間

平成21年4月1日～平成22年3月31日

3 交付金額

34,547千円

記念貨幣発行事業の効果

記念貨幣発行事業

記念貨幣の発行テーマである「科学技術創造立県」を目指し、千円貨幣のデザインの舞台となった「筑波研究学園都市」や我が国の原子力発祥の地である「東海村」などの地域の科学技術資源等を活用した事業を展開

○中性子ビームライン産業利用 ○国際科学オリンピック ○物理チャレンジ2009 ○つくばサイエンスツアー ○未来の科学者育成プロジェクト	・科学技術関連施設の利活用の促進 ・国レベルの科学関連大会の開催 ・科学技術研究機関等の公開・開放 ・本県の児童・生徒を対象とした科学技術関連事業の実施
--	---

効果

- ・科学技術の普及・啓発, 競争力ある新技術・新産業の創出
- ・今後の科学技術を支える人材の育成・確保
- ・「科学技術創造立県いばらき」のアピール

【具体的な成果】

○ 中性子ビームライン産業利用

新たに茨城県ビームライン(BL)リーフレット等を作成し、中性子利用促進研究会のセミナーや産業展等の開催時及び産業利用相談時などにおいて効果的にPRを行った。

また、供用開始後間もない県BLをより広く、より多くの方々に効果的に周知するため、中性子ビームラインHPの英語版等を作成し、日本語圏以外の方々へ効率的にPRできるようになった。

さらに、中性子科学会等各種学会などへの参加や国際ナノテクノロジー総合展へのブース出展により、J-PARCセンター及び茨城県中性子BLについて多くの来場者に効果的にPRできた。

○ 国際科学オリンピック

大会には、世界の56カ国から、221名の高校生らが参加し、理論・実験問題に取り組み、生物学の「知識」を競い合うとともに、「つくばサイエンスツアー」などのエクスカージョンや講演会等への参加により、参加者同士ならびに科学技術の諸分野の研究者との交流を深めた。

記念貨幣発行事業の効果

○ つくばサイエンスツアー

「つくばサイエンスツアーオフィス」による、窓口や電話による案内、コース提案に加え、県内外に対する営業・PR活動を実施するとともに、研究機関の見学予約の代行や土日祝日に研究学園都市内の研究機関を巡回する「つくばサイエンスツアーバス」の運行を行った。

* つくばサイエンスツアー協力研究機関等(50機関)見学者受入実績：740千人(21年度)

* つくばサイエンスツアーバス利用者数(H21.4月～H22.3月までの141運行日)：6,758名

* 紹介学校数172校(県外162・県内10)：生徒数18,944名

○ 物理チャレンジ2009

大会には、全国68会場で行われた第1チャレンジを勝ち抜いた高校生等101名が参加し、理論問題や実験問題に取り組むとともに、第一線の科学者との対話、先端研究施設の見学なども行い、参加者同士ならびに物理及び関連する科学技術の諸分野の研究者との語らいを深めた。

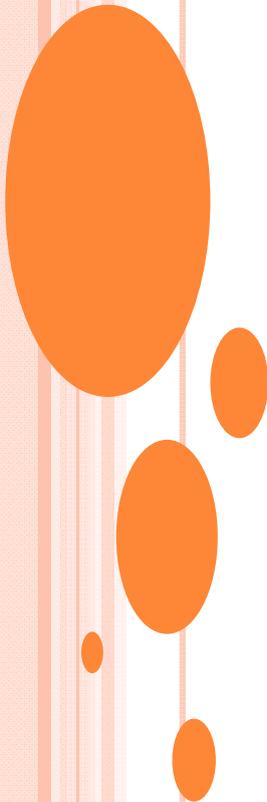
○ 未来の科学者育成プロジェクト

各学校での積極的な取組により、児童生徒の理数や科学への興味関心が高まってきている。理系人材の育成と、茨城県における科学技術を支える人材の確保に寄与することが期待できる。

(平成21年度)

事業名	参加者数	備考
科学大好きスタンプラリー	37,667名	小学3, 4年生対象
算数・数学博士チャレンジ道場	34,560名	小学5年生～中学2年生対象
理数博士教室	99名	中学1, 2年生対象
高校生科学講座	280名	下妻第一高等学校1年生
高校生科学体験教室	計74名	筑波大学13研究室, 茨城大学12研究室
科学オリンピック参加者強化トレーニング	計363名	高校生対象 13回実施
高校生科学研究発表	高校生 253名 研究者 542名	発表件数 74件(10校)

4. 奈良県



平城遷都
1300年祭
公式マスコットキャラクター せんとくん
©Heijo-kyo 1300th Anniv.



記念貨幣の概要

発行概要

【発行趣旨】

○地方自治法施行60周年を記念し、国において47都道府県ごとの図柄を用いた記念貨幣を発行

○記念貨幣の発行により、地方自治に対する理解を深め、地域活性化に寄与

【貨幣デザイン】

○テーマ：平城遷都1300年祭



千円銀貨幣



500円貨幣

【図柄コンセプト】

平城京に遷都されて1300年を迎える2010年に合わせて発行されることから、平城遷都1300年祭の意義・趣旨を象徴する素材を学識経験者等の意見を踏まえ、造幣局主催のデザイン検討会にて決定。

■「大極殿と桜と蹴鞠」千円銀貨幣

奈良時代の繁栄を象徴する特別史跡平城宮跡の中心的建造物である大極殿と奈良県の県花である奈良八重桜を、奈良時代から続く伝統球技である蹴鞠とともに構成。

■「遣唐使船」500円貨幣

飛鳥・奈良時代を代表する国際的な文化交流の象徴として「東征伝絵巻」に登場する遣唐使船をモチーフにデザイン。

関連する行事の開催等概要

平城遷都1300年祭

概要

会期	平成22(2010)年1月1日から12月31日 平城宮跡では、4月24日～11月7日
会場	平城宮跡(主会場)および 奈良県内、関西等の各地
規模	《参集規模》 ○全体：約1,200～1,300万人 ○平城宮跡会場：約250万人 《協会事業規費》 約100億円程度

開催趣旨

平城遷都1300年を機に、日本の歴史・文化が連続と続いたことを“祝い、感謝する”とともに、“日本のほじまり奈良”を素材に、過去・現在・未来の日本を“考える”。



平城遷都1300年祭の中核として「平城遷都1300年記念祝典」、「東アジア未来会議 奈良2010」を展開し、内外の幅広い賛同と参加のもとで国家的・国民的的事业として展開する。



主な事業内容



平城宮跡事業

通季：4月24日～11月7日

- ◆ 平城京歴史館
- ◆ 遣唐使船復原展示
- ◆ 平城京なりきり体験
- ◆ 平城宮跡探訪ツアー
- ◆ 古代行事の再現

春季：4月24日～5月9日

- ◆ 花と緑のフェア

夏季：8月20日～8月27日

- ◆ 光と灯りのフェア



平城宮跡会場鳥瞰図

祝祭行事

- ◆ 大極殿完成記念式典(4月後半)
- ◆ 平城遷都1300年記念祝典(10月前半)

秋季：10月9日～11月7日

- ◆ 平城京フェア



県内各地事業

1月1日～12月31日

奈良歴史探訪回廊－巡る奈良－

- ◆ オープニングイベント
- ◆ 奈良大和路秘宝・秘仏特別開帳
- ◆ 国宝巡礼奈良まほろば手帳
- ◆ 地域イベント
 - － 平城京周辺
 - － 斑鳩・信貴山周辺
 - － 飛鳥・藤原周辺
 - － 葛城周辺
 - － 吉野周辺
 - － 大和高原・宇陀周辺
- ◆ 第27回全国都市緑化ならフェア
- ◆ 奈良を巡る多彩なウォーク・サイクリング
- ◆ 奈良マラソン2010
- ◆ 特別展覧会
- ◆ 県民活動支援・後援事業



広域交流事業

1月1日～12月31日

- ◆ 東アジア未来会議 奈良2010
 - 東アジア地方政府会合
 - 日本と東アジアの未来を考える委員会
 - APEC観光大臣会合
- ◆ コンベンションの開催
 - 日本ベンクラブ「平和の日」の集い
 - 日本ユネスコ運動全国大会 in 奈良 など
- 第12回世界歴史都市会合
- 世界宗教者平和会議40周年記念事業
- 東アジア比較文化国際会議 など
- ◆ 関西及び全国各地との連携イベント
- ◆ 海外との連携イベント



事前展開事業

2008年～2009年

- ◆ プレイイベント
 - 奈良2010年塾
 - 500日前・250日前・100日前マンスリーイベント
 - 2009ユネスコ東アジア子ども芸術祭イン奈良
 - RALLY-NIPPON TOKYO-KYOTO 2009
- ◆ 広報活動の推進
 - イメージ広報 [せんとかん、ムジカ(テーマソング)]
 - PR活動の推進
- ◆ 誘客活動の推進
 - 旅行会社・交通関係事業者とのタイアップ
 - 学校団体(修学旅行・校外学習)の誘致促進
 - 外国人観光客誘致促進
 - 予約センターの設置・運営
 - せんとかんクーポン



交付金事業概要

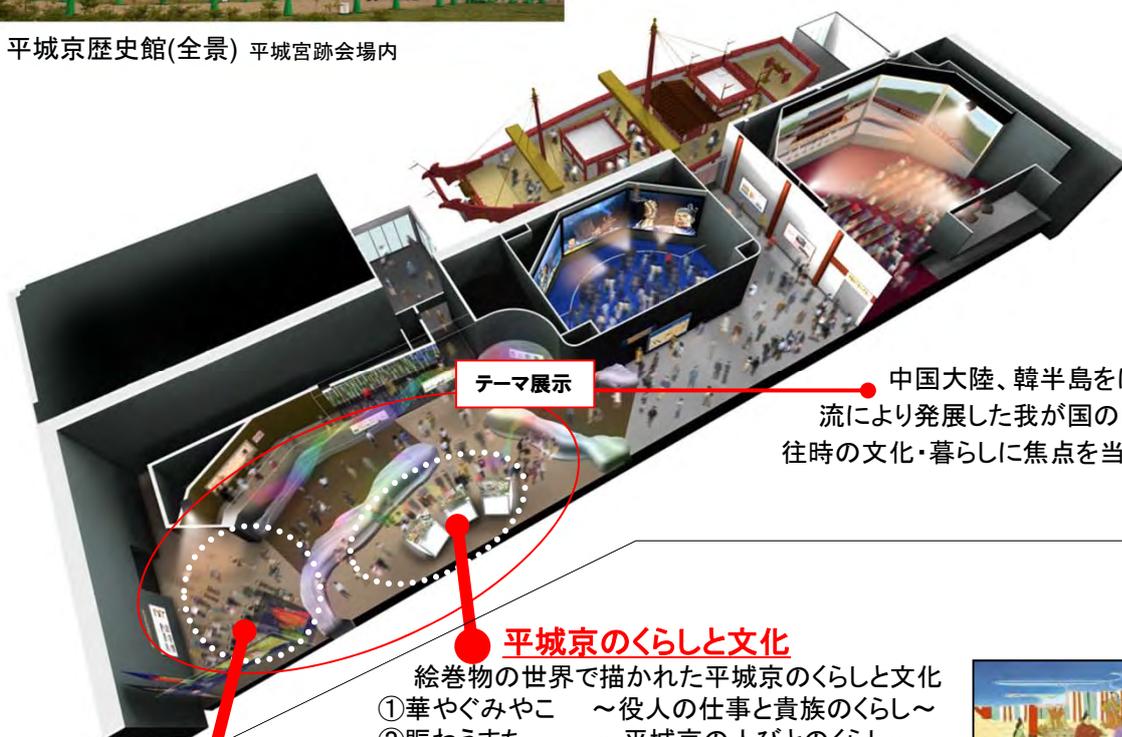
○平城遷都1300年祭(2010年開催)において、平城京歴史館での情報発信に用いる映像コンテンツの制作。



平城京歴史館(全景) 平城宮跡会場内

平城京歴史館 [概要]

古代、東アジアとの交流を通して、国家としての基本的枠組みを構築した平城京の歴史や文化と出会う場
(展示面積：約1000㎡)



テーマ展示

● 中国大陸、韓半島をはじめ大陸との交流により発展した我が国の国づくりの歴史や往時の文化・暮らしに焦点を当てた映像展示。

平城京の暮らしと文化

絵巻物の世界で描かれた平城京の暮らしと文化

- ① 華やぐみやこ ～役人の仕事と貴族の暮らし～
- ② 賑わうまち ～平城京の人びとの暮らし～
- ③ 結ばれるところ ～仏教と平城京の暮らし～

古代の東アジアと日本の歴史

古代の東アジアの歴史と日本の古代文化の成立を、歴史年表をモチーフにした大きな絵巻物を背景に展開する物語で紹介



〈映像イメージ〉



〈映像イメージ〉

○事業実施期間

平成21年5月1日～平成22年3月31日

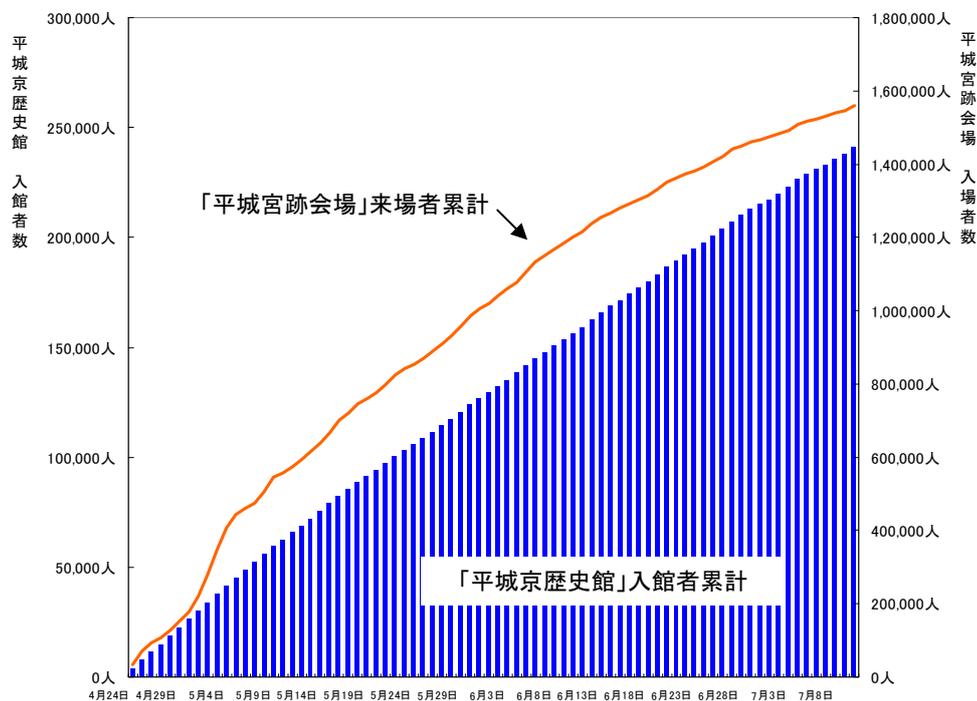
○交付金額

35,000千円

記念貨幣発行事業の効果

平城京歴史館での映像制作物の上映をとおり、国家としての基本的枠組みが古代奈良の地で確立され、以来、わが国が発展し、連綿たる歴史を刻んできた“日本のはじまり奈良”の意義の普遍化を推し進める契機とし、奈良に対する関心・興味を喚起することにより、平城宮跡を中心とした観光交流の一層の拡大を図り、奈良の地域振興を推進。

○「平城京歴史館」入館者数／「平城宮跡会場」来場者数 累計推移



※平城宮跡会場 会期:平成22年4月24日～11月7日

平城京歴史館での上映風景



■ 古代の東アジアと日本の歴史



■ 平城京のくらしと文化

V 參考資料

地方分権振興交付金交付要綱

(通則)

第1条 地方分権振興交付金の交付については、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この交付金は、都道府県による地方分権及び地域活性化の一層の振興を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 総務大臣は、地方自治法施行60周年記念貨幣（以下「記念貨幣」という。）の図柄を考案した都道府県に対し、次項に規定する事業（以下「事業」という。）に要する経費の一部に対する交付金（以下「交付金」という。）を、予算の範囲内で交付するものとする。

2 前項の事業とは次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 記念貨幣の図柄の考案又は記念貨幣の発行に関連して行う事業
- (2) その他地方自治の伸展と地方自治法施行60周年記念の趣旨に沿って行う地方分権等の振興に資する事業

(交付金の額)

第4条 都道府県に交付することができる交付金の額は、売却された当該都道府県に係る記念貨幣の枚数に350円を乗じた額を上限とする。

2 前項の枚数は、独立行政法人造幣局において把握するものとする。

(交付の申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする都道府県（以下この条及び次条において「申請者」という。）は、別途総務大臣の定める期日までに別記様式第1による交付申請書を総務大臣に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の交付金の交付の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税法の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知等)

第6条 総務大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合には、当

該交付申請書の内容を審査し、交付金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、別記様式第2による交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

- 2 総務大臣は、前項の交付決定を行うに当たっては、前条第2項本文により交付金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 総務大臣は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、交付金に係る消費税等仕入控除税額について、交付金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 総務大臣は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第7条 前条の通知を受けた都道府県（以下「事業者」という。）は、交付金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、交付金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して30日以内に別記様式第3による交付申請取下届出書を総務大臣に提出しなければならない。

(変更の承認等)

第8条 事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ別記様式第4による変更承認申請書を総務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業に要する額を変更しようとするとき。ただし、事業費の額の20%を超える額の減額に限る。
- (2) 事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - ・事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業者等の自由な創意により変更を認めることが、より効率的な目標達成に資するものと考えられる場合
 - ・事業の目的及び事業能率に関係なき事業計画の細部変更である場合
- (3) 事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 総務大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事業遅延の届出)

第9条 事業者は、事業が交付申請書に記載した予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第5による事業遅延報告書を総務大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 事業者は事業の遂行及び支出状況について総務大臣の要求があったときは、速やかに別記様式第6による状況報告書を総務大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 事業者は、事業が完了したとき又は廃止の承認を受けたときは、当該事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日から起算して1月以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに別記様式第7により、当該事業の成果を記載した事業実績報告書を総務大臣に提出しなければならない。

2 事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第12条 総務大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容（第8条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、事業者に別記様式第8により通知するものとする。

(交付金の支払)

第13条 交付金は前条の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第14条 事業者は、事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第9により速やかに総務大臣に報告しなければならない。

2 総務大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の返還期限は、当該命令のなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 総務大臣は、第8条の事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変

更することができる。

- (1) 事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく総務大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 事業者が、交付金を事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 事業者が、事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付決定後生じた事情の変更等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 総務大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときには、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 総務大臣は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく交付金の返還については、第14条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第16条 事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、当該事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 事業者は、取得財産等について、別記様式第10による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第11条に定める報告書に別記様式第10による取得財産等明細表を添付しなければならない。
- 4 総務大臣は、事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第17条 取得財産等のうち、取得価額が単価50万円以上のものについて、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ別記様式第11による財産処分承認申請書を総務大臣に提出し、その承認を得なければならない（総務大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
- 2 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(交付金に係る経理)

- 第18条 事業者は、事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかななければならない。

2 事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、総務大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（総務大臣の監督）

第19条 総務大臣は、必要があると認めるときは、交付金の交付の目的を達成するために必要な限度において、交付金の交付を受ける都道府県の長に対し、交付金の使途について必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は平成20年6月23日から施行する。

総 務 大 臣 様

事業者の名称
その長の職、氏名

平成 年度地方分権振興交付金交付申請書

標記について、交付金の交付を受けたいので、地方分権振興交付金交付要綱第 5 条の規定に基づき、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

1 事業の内容

別紙 1、2、3 を添付してください。

2 交付金交付申請額

交付金交付申請額
(千円)

3 当該都道府県の予算書の当該事業関係部分（写し）を添付してください。

別紙 1

○ 事業の内容

(単位：千円)

金 額	主 な 内 容
合 計	

※ 上記の各項目について、別紙 2、3 を作成してください。

別紙 2

事業計画の概要

1 事業の目的

2 事業実施期間

3 事業計画 別紙 3 のとおり

別紙 3

(単位：千円)

区分		全体計画	本年度 計画額	対象 経費	
事業 の 内 容					
	合 計				
	その他経費				
	総 計				
財源 の内 訳	国庫支出金 地方債 その他特定財源 一般財源				
	総 計				

事業者の氏名
その長の職、氏名 様

総 務 大 臣

平成 年度地方分権振興交付金交付決定通知書

平成 年 月 日付け〇〇第 号で申請のあった平成 年度地方分権振興交付金については、下記のとおり交付することに決定したので、地方分権振興交付金交付要綱第 6 条の規定に基づき、通知します。

記

1 対象の内容については、平成 年 月 日付け〇〇第 号の申請書記載のとおりです。

2 交付申請額

交付金額
(千円)

3 この交付金は、地方分権振興交付金交付要綱第 6 条に掲げる事項を条件に交付します。

4 この交付金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とします。

総 務 大 臣 様

事業者の名称
その長の職、氏名

平成 年度地方分権振興交付金の交付申請取下届出書

平成 年 月 日付け総行合第 号で交付決定のあった平成 年度地方分権振興交付金の交付の申請を取り下げたいので、地方分権振興交付金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

記

1 交付の申請を取り下げようとする理由

2 交付決定額

金 額
(千円)

総 務 大 臣 様

事業者の名称
その長の職、氏名

平成 年度地方分権振興交付金計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け総行合第 号で交付決定のあった平成 年度地方分権振興交付金の事業の内容を変更したいので、地方分権振興交付金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 事業の内容を変更しようとする理由

2 変更しようとする事業の内容

別紙2、3を添付してください。

区 分	交 付 金 額
変 更 後	(千円)
変 更 前	(千円)

別紙 2

事業計画の概要

1 事業の目的

2 事業実施期間

3 事業計画 別紙 3 のとおり

別紙 3

(単位：千円)

区分		全体計画	本年度 計画額	対象 経費	
事業 の 内 容					
	合 計				
	その他経費				
	総 計				
財源 の内 訳	国庫支出金 地方債 その他特定財源 一般財源				
	総 計				

総 務 大 臣 様

事業者の名称
その長の職、氏名

平成 年度地方分権振興交付金に係る事業の遅延報告について

平成 年 月 日付け総行合第 号で交付決定のあった平成 年度地方分権振興交付金に係る事業について、事業が予定の期間内に完了し難くなったので、地方分権振興交付金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

1 遅延の理由

2 事業の施行の経過

3 事業完了予定日

区 分	事業の完了予定日	備 考
変 更 前		
変 更 後		

総 務 大 臣 様

事業者の名称
その長の職、氏名

平成 年度地方分権振興交付金に係る事業の状況報告書

地方分権振興交付金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

○ 事業の状況

総 務 大 臣 様

事業者の名称
その長の職、氏名

平成 年度地方分権振興交付金に係る事業実績報告書

平成 年 月 日付け〇〇第 号で申請し、平成 年 月 日付け総行合第 号により交付決定のあった平成 年度地方分権振興交付金に係る事業につき〔完了・廃止〕したので、地方分権振興交付金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業の実績内容

別紙のとおり

2 交付金額

金 額
(千円)

別紙

○ 事業の実績内容

1 概要（実績）

（単位：千円）

金 額	主 な 内 容
合 計	

2 事業実施期間（実績）

3 事業実績 別紙のとおり

○ 事業の具体的実施状況

上記の各項目ごとに、事業の成果物を添付ください。写真等も含め、可能な限り具体的な実施状況がわかるものを添付ください。

(添付書類の例)

- ・ 研究会・検討会の開催： 報告書、開催状況、議論の経過が分かる資料
- ・ シンポジウムの開催： 当日の様子がわかる写真、シンポジウムのプログラム、報告書

○ 事業の効果

今後の地方分権及び地域活性化の振興という観点から他の都道府県にとって参考となるよう、本交付金に係る事業がもたらした効果を具体的に記述してください。

別紙

(単位: 千円)

区分	全体計画 (事業が完了している場合、実績を記載)	本年度 実績額	対象 経費	
事業 の 内 容				
	合 計			
	そ の 他 経 費			
	総 計			
財源 の 内 訳	国庫支出金 地方債 その他特定財源 一般財源			
	総 計			

(注) 契約書 (写し) 及び契約内容の完了を証する書面 (写し)、これらが無いものにあつては支出負担行為決議書 (写し) 及び事業内容の詳細を示す支出項目の一覧表を添付してください。

番 号
年 月 日

事業者の名称
その長の職、氏名 様

総 務 大 臣

平成 年度地方分権振興交付金交付額確定通知書

平成 年 月 日付け〇〇第 号で実績報告のあった平成 年度地方分権振興交付金に係る事業については、これを確定し、平成 年度地方分権振興交付金の額を下記のとおり決定しましたので、地方分権振興交付金交付要綱第 1 2 条の規定に基づき、通知します。

記

確 定 交 付 額

千円

総 務 大 臣 様

事業者の名称
その長の職、氏名

平成 年度消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

地方分権振興交付金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|-------------------------------------|---|
| 1 交付金額（要綱第12条第1項の規定により通知した額） | 円 |
| 2 交付金の確定時における消費税等仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う交付金に係る消費税等仕入控除税額 | 円 |
| 4 交付金返還相当額（3－2） | 円 |

（注）別紙として積算の内訳を添付してください。

別記様式第10

取得財産等管理台帳（年度）
取得財産等明細表

（単位：千円）

財産名	区分	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	交付率	備考

- (注) 1 本様式は、取得財産等管理台帳、取得財産等明細表両表とし、いずれかを表示のこと。
- 2 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本要綱第17条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
- 3 財産名の区分は、(イ)事務用備品、(ロ)事業用備品、(ハ)書籍、資料、(ニ)無体財産権（工業所有権等）、(ホ)その他の物件（不動産及びその従物）とする。
- 4 数量は、同一規格であれば一括して掲載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合には区別して記載のこと。
- 5 取得年月日は検収年月日を記載すること。

番 号
年 月 日

総 務 大 臣 様

事業者の名称
その長の職、氏名

平成 年度地方分権振興交付金に係る財産処分承認申請書

平成 年度地方分権振興交付金に係る財産処分の承認を受けたいので、地方分権振興交付金交付要綱第 1 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 品目及び取得年月日

- 2 取得価格及び時価

- 3 処分の方法

- 4 処分の理由